

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県教育委員会教育長

廣 田 恵 子 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県教育委員会公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 2 日付け教委第 01-87 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県教育委員会公文書管理規程（案）（以下「規程案」という。）については、概ね諮問のとおりで差し支えない。

ただし、次の点について、審査会として意見を申し述べる。

- ① 規程案別表第 1 について、教育委員会固有の区分及び公文書の内容を加えて作成されているが、教育委員会の地域機関は県立学校が該当すると伺っており、それらの学校において具体的な公文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置を各文書管理者が定めるに当たり、公文書の内容又は形式の別に基づいた統一的な整理が可能となるような、具体的な記載をすべきではないかと思われる。

また、例えば社会的に大きな問題となっている学校現場でのいじめへの対応記録のように、事後の検証が特に必要と考えられる公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置について、各文書管理者が適切な設定を行うことができるような配慮が必要と考えられる。

- ② 規程案に基づく管理体制について、本庁においては各課の課長を文書管

理者とすることにより、所属における統一的な公文書の管理体制を構築することが可能と考えられるが、地域機関である学校においては、学校長の下に教頭と事務長が配置され、それぞれが事務を所掌していると聴いている。そのような体制を前提として、条例に基づく適正な公文書管理を行っていくための統一的な管理体制を整理されるようお願いする。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県選挙管理委員会

委員長 高 木 久 代 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 6 日付け三重県選管第 175 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県人事委員会 御中

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 9 日付け人委第 166 号で諮問のありましたこのことについては、
下記のとおりお答えします。

記

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで
差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県監査委員 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県監査委員公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 4 日付け監査第 64 号で諮問のありましたこのことについては、
下記のとおりお答えします。

記

三重県監査委員公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県労働委員会

会長 向 山 富 雄 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県労働委員会公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 4 日付け三労委第 131 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県労働委員会公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県収用委員会 御中

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

公文書の管理に関する定めについて（答申）

令和 2 年 3 月 9 日付け三収委第 23 号で諮問のありましたこのことについては、
下記のとおりお答えします。

記

三重県収用委員会運営規則の改正（案）については、諮問のとおりで差し支
えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重海区漁業調整委員会

会長 掛 橋 武 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重海区漁業調整委員会公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 2 月 25 日付け三重海区第 44 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重海区漁業調整委員会公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県内水面漁場管理委員会
会長 平 野 金 人 様

三重県公文書等管理審査会
委員長 原 田 大 樹

三重県内水面漁場管理委員会公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 5 日付け三重内水第 23 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県内水面漁場管理委員会公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県企業庁長 山 神 秀 次 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県企業庁公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 11 日付け三企第 01-137 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県企業庁公文書管理規程（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

三重県病院事業庁長

加 藤 和 浩 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県病院事業庁公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 3 日付け三病第 235 号で諮問のありましたこのことについては、
下記のとおりお答えします。

記

三重県病院事業庁公文書管理規程（案）（以下「規程案」という。）については、概ね諮問のとおりで差し支えない。

ただし、次の点について、審査会として意見を申し述べる。

- ① 規程案別表第 1 について、公文書管理規程に関するガイドライン及び三重県公文書管理規程（案）と同一の構成とされているが、病院事業庁の地域機関としては県立病院が該当すると伺っており、それらの病院において具体的な公文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置を当該病院の文書管理者が定めるに当たり、公文書の内容又は形式の別に基づいた統一的な整理が可能となるような、具体的な区分を設けることも検討すべきではないかと思われる。

また、例えば、発生すれば社会的に大きな問題となり得る医療過誤事案における記録のように、事後の検証が特に必要と考えられる公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置については、文書管理者が適切な設定を行うことができるような具体的な記述を行うことも必要と考えられる。

- ② 規程案第 2 章の管理体制について、本庁においては県立病院課の課長を文書管理者とすることにより、統一的な公文書の管理体制を構築することが可能と考えられるが、地域機関である病院においては、事務部門だけでなく、医師、看護師等多くの職種の職員が勤務していると思慮される。そのような医療現場において、条例に基づく適正な公文書管理を行っていくため、文書管理者の下に統一的な管理体制が構築されるようお願いする。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

公立大学法人三重県立看護大学

理事長 菱 沼 典 子 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

公立大学法人三重県立看護大学公文書管理規程（案）について（答申）

令和 2 年 3 月 9 日付け法三看大第 93 号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおりお答えします。

記

公立大学法人三重県立看護大学公文書管理規程(案)(以下「規程案」という。)
については、概ね諮問のとおりで差し支えない。

ただし、次の点について、審査会として意見を申し述べる。

- ① 規程案別表第 1 について、大学固有の区分及び公文書の内容を加えて作成されているが、大学におかれては事務部門の職員だけでなく教員も文書の取得、作成を行うものと思慮されるところであり、具体的な公文書ファイル等の保存期間を規程案第 30 条第 2 項に基づき文書管理者が保存期間表として定めるに当たっての指針となるよう、教員が取得、作成する公文書の内容又は形式の別に基づいたより具体的な記載をすべきではないかと思われる。
- ② 規程案第 2 章の管理体制について、①でも述べたように、大学にあっては事務部門だけでなく教員も文書の取得、作成を行うものであることから、条例に基づく適正な公文書管理を行っていくための統一的な管理体制を整理されるようお願いする。

答 申 第 号

令和 2 年 3 月 日

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

理事長 新 保 秀 人 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

地方独立行政法人三重県立総合医療センター公文書管理規程（案）

について（答申）

令和 2 年 3 月 11 日付けで諮問のありましたこのことについて、下記のとおりお答えします。

記

地方独立行政法人三重県立総合医療センター公文書管理規程（案）（以下「規程案」という。）について、次のとおり、審査会として意見を申し述べるとともに、適切な見直しを検討されることを求める。

- ① 規程案別表第 2 について、センターにおける具体的な文書に対応した保存期間及び保存期間満了時の措置を定められているが、医療機関においては事務部門の職員だけでなく、医師、看護師等多様な職種の職員が文書の取得、作成を行うものと思慮されるところであり、それら全ての職員が規程案第 26 条に基づき具体的な公文書ファイル等の保存期間を定めるに当たって疑義が生じることのないよう、より具体的な記載をすべきではないかと思われる。

また、発生すれば社会的に大きな問題となり得る医療過誤事案における記録のように、事後の検証が特に必要と考えられる公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置については、別表第 2 に具体的に規定することも必

要ではないかと考えられる。

- ② 管理体制について、規程案第 6 条、第 7 条、第 32 条及び第 33 条において、事務局長、部長及び文書主任の役割が記載されているが、最終の責任者は誰で、その者と文書主任の関係はどうなっているかなど、統一的な管理体制の姿が示されていない。今回制定された公文書等管理条例は、文書管理を適正に行うこと自体を主たる目的としており、そのためには**属人的ではなく職制に基づく**適切な管理体制の構築は必須であると考ええる。

また、規程案第 32 条では、保存期間満了後の公文書の処分を事務局長が行うと規定している一方で、第 33 条では文書主任が博物館への移管、廃棄を行うと規定しており、管理体制に基づく具体的な役割分担が整理されていないと考えられる規定となっている。

このような点から、諮問のあった規程案については、十分に検討された上で、見直しを図られるべきと考える。

答 申 第 ● 号

令和 2 年 3 月 ● 日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（案）
について（答申）

令和 2 年 3 月 11 日付け環生第 12-252 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（案）（以下「規則案」という。）については、概ね諮問どおりで差し支えない。

ただし、次の点について、審査会として意見を申し述べる。

- ① 規則案第 29 条第 1 項において、「劣化が極限まで進み判読及び修復が不可能」な場合には、三重県公文書等管理審査会の意見を聴いた上で廃棄することができるとしているが、複製物で判読可能である場合には、当該特定歴史公文書等自体が判読できるものとみなして、廃棄すべきではないと考える。規則案の修正は不要であるが、今後実際に廃棄について検討する際には、この点も踏まえて判断されたい。

- ② 特定歴史公文書等の管理において、三重県公文書等管理条例第 9 条第 5 項に基づく移管先としての総合博物館と、規則案の主体である知事のどちらに責任が所在するかが不明確である。責任の所在を明確化するという観点からは、中長期的には、総合博物館と別に公文書館を設置し、既に公文書館を設置している他県と同様、公文書館長が特定歴史公文書等を管理することについて検討が行われることが望ましい。